

大竹市学校給食調理配送等業務プロポーザル提案説明書

1 業務目的

学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童及び生徒に安定して提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性等を確保する受託予定者を公正かつ適正に選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名

大竹市学校給食調理配送等業務

(2) 履行期限（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(3) 委託料の上限

委託料の上限額は、383,390,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、当初委託契約を締結した後、必要に応じ双方合意の上、委託料を変更する場合は、この限りでない。

(4) 業務内容

具体的な内容は、「大竹市学校給食調理配送等業務委託〔プロポーザル用基本仕様書〕」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

- ①食材検収時の受取・格納・品温測定業務
- ②調理業務（食物アレルギー対応食の調理を含む。）
- ③原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務
- ④配缶及び配送用コンテナへの積み込み業務
- ⑤配送回収業務
- ⑥食器・食缶・調理器具及び配送用コンテナの洗浄・消毒・保管並びに点検業務
- ⑦残菜の計量及び廃棄物の処理業務
- ⑧施設・設備・機器の清掃消毒及び日常点検業務
- ⑨使用物品管理業務
- ⑩衛生管理業務
- ⑪ボイラー運転管理業務
- ⑫その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務は、次のとおり。

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備等保守点検維持管理業務

(5) 業務の要求水準

仕様書のとおり。

3 受託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに大竹市税の滞納がないこと。
- (3) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 1 日 2,000 食以上の学校給食調理施設での受託実績を 3 年以上有し、かつ、現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- (7) 市との連絡・調整が速やかに行えるよう、広島県内に本社、支社、事業所のいずれかを本委託業務開始までに有していること。
- (8) 契約締結時に、この参加資格を満たす業務履行保証人を確保できる者であること。
- (9) 学校給食調理業務において、過去 3 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消された場合は、その取消しの日から起算して 2 年を経過していること。

5 参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、期限までに参加表明書等を電子メールにより提出すること。なお、メールの開封確認を設定し、未開封の場合は提出期限までに電話等で連絡のこと。また、折り返し、受取確認の通知として、参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送付する。電子メールによる提出が難しい場合は、持参、ファクス又は郵送による提出も可能とする。

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、電話等で連絡の上、速やかにその理由等を書面（様式任意）で提出すること（電子メール可）。

なお、参加表明書の提出後に参加辞退した場合において、指名除外等の処分は行わないものとする。

- (1) 件名を「大竹市学校給食調理配送等業務プロポーザル参加表明書（企業名）」とし、提出書類は次のとおりとする。
 - ①参加表明書（様式 1）
 - ②誓約書（様式 2）

③会社概要及び営業所表（様式３－１）

④委任状（様式３－２）

⑤会社状況書（様式４）

⑥管轄する税務署が発行する法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書及び大竹市税の滞納のない証明書

※大竹市税を賦課されていない等の理由により証明書がない場合は、「大竹市税の滞納がないことの証明書が提出できないことの届出（様式５）」を提出すること。

⑦契約書の写し等調理実績を有していることを証明する書類

※１日２，０００食以上の学校給食調理施設での受託実績を３年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していることが分かる書類

（２）提出先メールアドレス：sougaku@city.otake.hiroshima.jp

（３）提出期限 令和７年８月８日（金） 午後５時まで

６ 施設現地確認

本プロポーザルの実施について、下記のとおり希望する者に施設現地確認の機会を設ける。

日 時：①令和７年８月４日（月） ９時から１２時

②令和７年８月４日（月） １４時から１７時

場 所：大竹市給食センター

留意事項：（１）令和７年７月３１日（木）午後５時までに、法人名、参加者氏名、参加人数及び「日時」に記載された中から、参加日時を記載し、大竹市教育委員会総務学事課へ電子メールにて連絡すること。

メールアドレス：sougaku@city.otake.hiroshima.jp

（２）参加人数は、１事業者につき３名までとする。

（３）現地確認に参加される方は、次の事項に留意すること。

- ・調理室に入る場合は、必ず検便の検査結果（現地確認１ヶ月以内で検査項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O157）、清潔な白衣、帽子、調理室及び下処理室用の履物を持参すること。

- ・現地確認にあたっては、職員の指示に従うこと。

（４）現地確認では、提案説明書・施設等に関する質疑は一切受け付けない。

（５）本プロポーザルに係る現地での説明は実施しない。

（６）期限までに参加の有無に関する報告が無い場合は、現地確認には参加しない者として取り扱うものとする。

７ 質問受付方法等

本説明書及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、電子メールにて質問書（様式６）を提出すること。なお、質問件数及び質問回数は制限しない。

（１）件名を「大竹市学校給食調理配送等業務プロポーザル質問書（事業者名）」とし、質問書に必要な事項を記入の上、提出すること。なお、メールの開封確認を設定し、未開封の場合は提出期限までに電話等で連絡のこと。

- (2) 提出先メールアドレス：sougaku@city.otake.hiroshima.jp
- (3) 受付期間 令和7年8月8日（金）から令和7年8月20日（水）午後5時まで
- (4) 回 答 日 令和7年8月22日（金）
- (5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、参加予定者全員（参加表明書を提出した者）に対して、質問者名を記載せず、電子メールで回答する。

8 提案書等の作成要領

- (1) 提出書類の規格は、原則としてA4判片とじ、片面印刷、文字サイズは10ポイント以上とする。
- (2) 提案書は1社1案とし、定められた枚数以内にまとめること。各項目における提案の妥当性や工夫した点、独自の視点などを明確に示し、どのような考え方に基づいて業務を実施するのかが読み取れるよう記載すること。
- (3) 提案書等、提出する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提案書作成に必要な献立表についての資料は、参加表明書の受取確認後に送付する。

9 提出書類

提出書類は次のとおりとする。様式に注意事項がある場合は、それに従って作成すること。

- (1) 提案書提出届（様式7）：1枚
- (2) 見積書（様式任意）：2枚以内
留意事項：①様式は任意とするが、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。
②人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳を記載すること。
- (3) 提案書（様式任意）：17枚以内
様式は特に定めないが、①～⑪のテーマについて記載すること。また、提案書の評価基準となる項目（別紙2参照）について可能な限り記載すること。

テーマ		内 容
①	業務実績	学校給食調理業務（学校給食センター方式、自校調理方式）及び配送業務実績等について2枚以内で簡潔にまとめること。
②	企業理念	学校給食に対する基本的な考え方、学校給食の意義に対する理解度、学校給食調理業務に取り組む意欲について、1枚以内で簡潔にまとめること。
③	危機管理体制	食中毒・調理事故・異物混入等発生時の対処体制及び防止策、生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入状況等について、1枚以内で簡潔にまとめること。
④	危機管理体制	給食センターにおいて炊き出し等が必要となった

	(災害時対応)	場合や、近隣避難場所において配送等が必要となった場合の協力体制（災害時の人員配置、組織体制）、災害支援協力等の実績について、1枚以内で簡潔にまとめること。
⑤	提案内容的確性	学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針、サービス水準等について、2枚以内で簡潔にまとめること。
⑥	人員配置体制	配置人数・組織体制、業務責任者等の配置、配置者の資格・経験内容、地元採用計画、従事者の休暇等における代替者確保体制のほか特筆すべき提案事項等について、2枚以内で簡潔にまとめること。（別途、様式任意による作業工程表・作業動線図を作成し、添付すること。上記枚数制限外） なお、作成に必要な献立表は参加表明書提出後、配布する。
⑦	衛生管理体制	事業者としての衛生管理対策や考え方、指導・検査体制、従事者の健康管理対策等について、2枚以内で簡潔にまとめること。
⑧	研修計画、移行準備、等	従事者に対する巡回指導及び研修計画、受託から給食開始までの従事者研修計画等について、2枚以内で簡潔にまとめること。
⑨	食物アレルギー対応食	類似対応施設実績、人員配置計画、実施体制等について、2枚以内で簡潔にまとめること。
⑩	学校給食配送業務	業務対象校への学校給食配送・回収業務、配送・回収等の作業における環境対策、配送における事故等発生時（車両の故障時を含む）の対処体制について1枚以内で簡潔にまとめること。
⑪	食育の取組及び学校との交流企画	学校における食育推進や食に関する行事等への連携意欲、学校との交流企画について、1枚以内で簡潔にまとめること。

※ ①～⑪のテーマ別に区別して、番号及びテーマ名を明記し、番号順に記述すること。

(8) 提出書類の編さん方法

正本は、(1) から (7) までの文書を順番どおりに並べ、左側に穴を開け、綴り紐等で1部ずつ綴じること。

副本は、(7) の書類を、正本と同様の方法で1部ずつ綴じること。

なお、提出に際し、表紙等で装丁しても構わないが、極力簡素なものとする。

10 提案書等の提出期間等

(1) 書類提出期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月8日（月）までの開庁日の午前8時30

分から午後 5 時まで

(2) 提出先

〒 7 3 9 - 0 6 9 2 広島県大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号

大竹市教育委員会事務局総務学事課教育指導係

電 話：0 8 2 7 - 5 9 - 2 1 8 5 (直通)

(3) 提出方法

持参(土曜日、日曜日及び祝日並びに勤務時間外は受け付けない。)又は郵送による。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

郵送による提出の場合は、収受のトラブルを防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法をとること。

理由の如何を問わず、提出期限内に受取を完了した書類のみを有効とする。

(4) 提出部数

1 3 部(正本 1 部、副本 1 2 部)

1 1 選定審査

提出された提案書等について、提案者へのヒアリングにより評価を行う。ヒアリングの順序は、提案書を最後に受理した者から実施する。

日時：令和 7 年 9 月(下旬) 予定

※ 日時・場所等の詳細については、別途通知する。

ア ヒアリング時間：プレゼンテーション(20 分以内)

質疑応答(10 分以内)

イ ヒアリング対象者：対象業務に携わる管理者又は担当者とする。

ウ 装備品(市が準備するもの)：プロジェクター、スクリーン

エ その他：ヒアリング時には、追加資料等は一切受理しない。

提案者が 1 者となった場合でも審査は行う。

1 2 審査項目等

提案書を採用するための審査項目及び全体に占める評価の割合は次のとおりとする。

審査項目	評価事項	配 点	総合点数
1 会社状況	別紙 1	2 0 点	3 0 0 点
2 見積額		3 0 点	
3 提案書に対する評価	別紙 2	2 0 0 点	
4 ヒアリング		5 0 点	

1 3 審査方法

(1) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数により行う。

(2) 各審査項目の評価基準については、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。なお、評価点

数は各審査員の平均点（小数点以下第3位を四捨五入する。）とする。

- (3) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。

14 受託予定者の選定

評価の結果、総合点数の最も高い提案書を提出した提案者（以下「最高得点提案者」という。）を受託予定者として選定する。ただし、受託予定者が失格となった場合又は契約を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続を行うものとし、新たな受託予定者についても同様とする。なお、最高得点提案者が複数ある場合は、別紙2の審査項目3の得点が高い者、さらに同得点であれば、審査項目4の得点が高い者を受託予定者として選定するものとする。

15 非選定に関する事項

受託予定者として選定されなかった者に対しては、非選定の旨と審査結果を書面により通知する。

当該通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）に、書面により、受託予定者として選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）についての説明を求めることができる。

市長は、非選定理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

16 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期間を過ぎて提案書等を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積書に記載された金額が、委託料の上限を超える場合
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (8) 選定審査において、総合評価点が、6割未満（180点未満）の場合
- (9) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格であると認めた場合

17 選定結果の公表等

受託予定者の決定後、審査結果及び選定結果等を速やかに市ホームページで公表する。

18 その他の留意事項

- (1) 提案書の提出をもって提案説明書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、提案者に無断で審査以外の目的に使用しない。
- (6) 提出期間経過後の、提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
- (8) 提案説明書に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。
ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属するものとする。
- (9) 提出書類について、大竹市情報公開条例（平成11年大竹市条例第21号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (10) 参加表明書受付終了時までの連絡事項等は、予告なく市ホームページへの掲載により通知する場合がある。

19 問い合わせ先

本プロポーザルに関する問い合わせ先は以下のとおり。

大竹市教育委員会事務局総務学事課教育指導係 担当：重安、河野

電話：0827-59-2185（直通）FAX：0827-57-7124

メールアドレス：sougaku@city.otake.hiroshima.jp

※ なお、本説明書及び仕様書の内容に関する問い合わせは、質問書（様式6）を提出することにより行うこと。

■ 審査項目 1・2

項目	評価事項	説明						配点
			5	4	3	2	1	
1 会社 状況	資格者の状況	資格者※ ¹ の割合 (資格者総数/従業員数×100)	20% 以上		10% 以上 ～ 20% 未満		10% 未満	5
	品質管理・保持体制	ISO9001	有				無	5
	情報セキュリティ体制	ISMS、プライバシーマーク	有				無	5
	同種業務実績	同種業務※ ² の実績数	10件～		5～9件		1～4件	5
	計							20
2 見 積 額	参考見積り 業務コストの妥当性	提示した委託料の上限に対して、どの程度の見積金額が低い。ただし、業務規模と大きくかけ離れて低い見積金額の場合又は提案内容に対して見積りが不適切な場合には無効とする。 配点(30点)×最低見積額 / 提出見積額						30
合計(審査項目 1・2)								50

※1 資格者とは、栄養士及び調理師のことをいう。

※2 同種業務とは、1日2,000食数以上の学校給食調理及び配送業務(学校給食センター方式、自校調理方式)とする。

別紙 2

■ 審査項目 3・4

項目	評価事項	説明	配点
3 テーマに対する提案	①企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方を理解しているか。	20
		・学校給食の意義や特色に対する理解度が高いか。	
		・学校給食調理業務に取り組む意欲が見受けられるか。	
	②危機管理体制	・食中毒、調理事故、異物混入等発生時の対処体制が確立されているか。	35
		・食中毒、調理事故、異物混入等発生後の対応及び防止策などが確立されているか。	
		・事故発生時の市教委との連絡体制が確立されているか。	
		・生産物賠償責任保険(PL保険)等の損害賠償制度に加入しているか(そのグレードは)。	
	③危機管理体制(災害時対応)	・災害時の協力体制(人員配置、組織体制)はとれているか。	10
		・他の自治体と災害応援協定の締結等の災害支援実績はあるか。	
	④提案内容的確性	・学校給食の専門性を理解したもののか。	20
		・安定的な提供に関する実施方針があるか。	
		・提案する内容のサービス水準は高いか。	
		・手作り中心の調理対応が提案されているか。	
	⑤人員配置体制	・配置人数、組織体制など、十分な人員配置が提案されているか。	40
		・業務責任者等の配置など、配置者の資格、経験内容など、学校給食業務の経験が豊富な者を配置しているか。	
		・地元雇用について提案されているか。	
		・従事者の休暇等における代替者確保体制がとられているか。	
		・作業工程表がしっかりしているか。	
	⑥衛生管理体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方について、具体的に提案されているか。	30
		・指導、検査体制が確立されているか。	
		・従事者の健康管理対策など、日常的な管理体制が確立されているか。	
	⑦研修計画、移行準備等	・従事者に対する巡回指導及び研修計画について提案されているか。	10
		・受託から給食開始までの従事者研修計画について、スムーズに移行できるよう配慮されているか。	
	⑧食物アレルギー対応食	・類似対応施設の受託実績があるか。	15
		・具体的な人員配置計画の提案はあるか。	
		・事故防止対策等の実施体制について提案があるか。	
	⑨学校給食配送業務	・配送・回収等の作業における安全対策及び環境対策について提案されているか。	10
		・配送における事故発生時(車両の故障時を含む)の対処体制についての提案があるか。	
	⑩食育の取組及び学校との交流企画	・学校の食育推進や食に関する行事等への連携意欲があるか。	10
		・学校との交流企画について提案があるか。	
	計		200
4 ヒアリング	①専門技術力	・説明内容が提案書の内容をよく補完しており、簡潔かつ明確に要点を説明しているか。	50
	②取組み姿勢	・取組み意欲が強く、熱意が感じられるか。	
	③コミュニケーション	・質問に対し、明快、迅速、的確に回答できているか。	

**大竹市学校給食調理配送等業務
プロポーザル方式による受託予定者決定のフロー**

